

豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への
入門を許可する収集運搬事業者に係る

認定申請手引書

平成23年4月

はじめに

この手引書は、日本環境安全事業株式会社（以下、「JESCO」といいます。）が豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設にPCB廃棄物を搬入できる者として「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」第2に規定する認定を取得したい収集運搬事業者の方のための手引きです。

1. 申請受付場所

認定申請窓口は以下のとおりです。

日本環境安全事業株式会社 豊田事業所 〒471-0853 愛知県豊田市細谷町3丁目1番地1 電話：0565-25-3110 収集運搬認定担当あて
--

2. 申請方法

(1) 申請方法

申請の受付は、上記認定申請窓口で行いますので、持参又は郵送若しくは宅配便にて、この手引書に記載する申請書類一式（4に掲げる認定申請書類）を提出して下さい。FAXによる受付はいたしません。ご持参いただく場合は予め電話でご予約のうえご来社ください。

申請書類に不備がなければ受理し、その旨文書にて通知致します。受理されたものでなければ、以後の手続は行いませんので、予めご了承下さい。

(2) 受付時間

月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の午前9時から午前12時、及び午後1時から午後3時まで。

(3) 提出部数

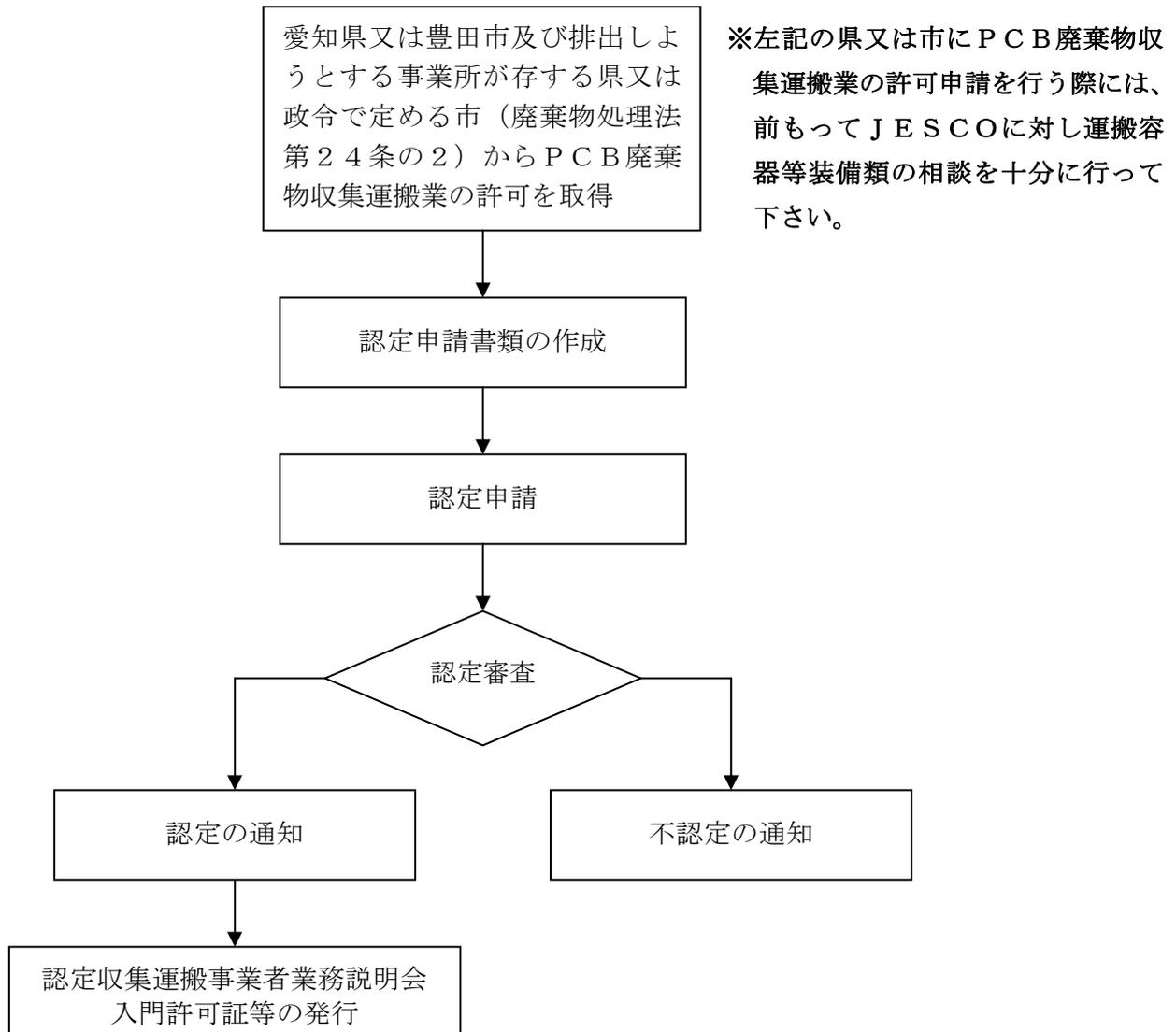
2部（正本及びその写し1部。写しは正本のコピーでかまいません。）

この他に、申請者は控えを用意して下さい。受理印を押印して返却します。

3. 審査及び認定方法

(1) 認定審査の流れ

認定要綱の第4に示した認定の手順に従い、以下の流れで認定の審査を行います。



(2) 審査期間

審査の標準処理期間は申請受理後概ね30日を予定しています。

(3) 審査結果の通知

申請書類を審査した結果、認定又は不認定となったことを、文書にて通知致します。また、認定された者に対して、処理施設への入門に際して留意すべき事項等の説明を行いますので、日時、場所等を併せて通知致します。

(4) 入門許可証等の発行

入門許可証、入門許可車両証及び入門許可者証については、当該説明を完了した後に発行致します。

(5) その他

認定を受けた収集運搬事業者は、その後適宜「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に記載されている教育に関する実施状況記録、運搬容器に関する各種記録（運用記録、点検実施記録及び修繕実施記録）等の写しを提出していただくこと、また、受入時に運搬車両及び運搬容器への表示についても確認させていただくことがありますので、ご了承下さい。

なお、認定要綱第3④及び⑤に掲げた、他社と提携して広域処理の収集運搬を行う場合の認定審査の方法については、現在広域収集運搬の仕組み等について検討中ですので、今後改めて提示させていただきます。

4. 認定申請書類

認定申請書類は以下のとおりです。申請時には認定申請書に下記の関係書類を以下の順番で綴じて提出していただきます。

- (1) 認定申請書（別添様式）
- (2) 関係書類

No.	書 類 名
1	PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）
2	豊田市PCB廃棄物の収集運搬に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書（写し）
3	申請者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの） ※正本は原本を添付
4	申請者（法人の場合）の商業登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの） ※正本は原本を添付
5	事業計画書（作成方法は事業計画書作成要領に従って行うこと） (1) 体制 安全管理のための社内体制（安全管理責任者、運行管理責任者、収集運搬作業従事者等） (2) 教育 教育計画及び訓練計画（科目、頻度、教育方法、効果確認方法等） (3) 装備類 運搬容器（仕様・設計図面、性能確認の方法等） 吸収材等（吸収材の材質・性能等） 運搬車両（車検証、写真等） GPSシステム（システムの契約書等） 水の付着等 (4) 保険 保険（付保証明書等）
6	PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会を修了した者の一覧 ※修了証（写し）を添付
7	上記No. 1の許可に係る申請書類のうち、次に掲げるものの写し
	(1) 様式第一号の1（事業計画の概要を記載した書類）
	(2) 様式第一号の2（運搬施設の概要）
	(3) 様式第一号の3（収集運搬業務の具体的な計画）

様式

認定申請書

平成 年 月 日

日本環境安全事業株式会社
豊田事業所長 殿

申請者
〒 ー
住所

氏名 (印)

(法人にあたっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
F A X

日本環境安全事業株式会社が豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設にPCB廃棄物を搬入できる者として「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」第2に規定する認定を受けたいので、「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門を許可する収集運搬事業者に係る認定要綱」に基づき、関係書類を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱うPCB廃棄物の種類及び事業対象地域を明らかにすること。）			
事業の範囲に関わる事務所及び事業所の所在地	事務所		電話番号
事業の用に供する運搬施設の種類及び数量			
PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可番号	県市名	認可番号	
PCB廃棄物の収集運搬に直接従事する者	役割	氏名	PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会の修了番号
担当者又は担当部署	電話番号 F A X		

すべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

事業計画書の作成要領

1. 事業計画書の形態

事業計画書は、A4判サイズを原則とする。A3判サイズを使用する場合は、A4判折込を基本とする。

2. 事業計画書の構成

事業計画書は、豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設へ搬入するPCB廃棄物の収集運搬を遂行するための「体制」、「教育」、「装備類」及び「保険」について、4に示す項目及び記載事項に従って記載すること。

3. 事業計画書の内容

事業計画書は、必要に応じてそれらを裏付ける資料を添えて提出するものとし、事業計画書の作成にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 関係法令、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」、「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」及び「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門を許可する収集運搬事業者に係る認定要綱」の内容及び要件に適合する計画であることを、極力具体的、明確かつ簡潔に記載すること。
- (2) (1)に示す適合性が判断できない場合には、申請者に不利な判断が行われることもあること。

※今後、運搬対象とするPCB廃棄物の範囲や事業対象区域を拡大した場合には、その拡大に伴って必要となる運搬容器、運搬車両、人員、収集運搬方法等について記載した事業計画書を改めて作成し、それを添付して認定の変更申請を行っていただきます。

4. 事業計画書の項目、記載内容及び審査のポイント

事業計画書の項目、記載内容及び審査のポイントは別紙のとおり。

事業計画書		事業計画書に対する審査のポイント		あてはめ
		書類審査 審査基準	装備類の確認 審査対象	
項目	記載内容及び必要書類			
1・教育	<p>人的能力の確保</p> <p>1. PCB収集・運搬ガイドラインに規定された社内体制（PCB廃棄物収集運搬業の許可申請書類の写しで可） (1) 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県又はそれらの県に隣接するいずれかの県にPCB廃棄物の収集運搬車両を駐車できる事業所を有し、その事業所を必要に応じて利用できる社内体制となっていること。 (2) 事故等によるPCB廃棄物の飛散、流出を防止するため、保護具、流出防止用具等を運搬車両に常備すること。</p> <p>2. 運転者及び監督者の知識・技能 PCB廃棄物の収集運搬作業従事者が、PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会の受講を了したことを証する書類を提出すること。</p> <p>3. PCB収集・運搬ガイドライン4.2に基づき毎年度行うこととなる収集・運搬作業従事者の教育及び必要に応じた訓練において、次に掲げる「認定要件で求める知識・技能」に関する教育訓練（科目、頻度、教育方法を具体的に示したもの）を適確に行うことを示す具体的な教育計画及び訓練計画。</p> <p>認定要件で求める知識・技能 ①受入基準の内容及び受入基準に適合した搬入を確実にを行うために認定事業者として行わなければならない事項の理解。 次に掲げる事項についての教育内容、教育方法、教育効果の確認方法を具体的に記述すること。 受入対象物、運搬容器（受入基準別表1、2及び3の内容を含む）、運搬車両（同別表4の内容を含む）、GPSシステム（同別表5及び6の内容を含む）、作業者の教育・訓練、緊急時の対応方法、収集運搬の安全の確保等、水の付着等、搬入経路等、搬入時間帯、受入拒否、保険。 ②業務（搬入調整等を含む）の知識と理解。 当該業務に係る搬入調整等のJESCOの説明内容に関し、社内の周知徹底を図る方を記述すること。</p>	<p>○安全管理責任者、運行管理責任者等を配置し安全管理体制を構築した社内体制となっていること。</p> <p>○左記の保護具、流出防止用具等を常備していると判断できる資料であること。</p> <p>○左記講習の合格者証の写しとそこに記載された氏名とを照合すること等により、PCB廃棄物の収集運搬作業従事者が左記の受講を了したと判断できるものであること。</p> <p>○行おうとする収集運搬事業の規模に応じて、必要となる運転手等の作業従事者が具体的に想定されており、かつ、それらの者に対する教育・訓練のカリキュラム及び効果判定方法が適正かつ明確であり、かつ、確実に実施できると判断できる教育計画及び訓練計画であること。</p>		<p>○受入基準第7(1) ○認定要綱第3③</p> <p>○認定要綱第3⑥</p>
	2・装備類	<p>①漏防止型金属容器</p> <p>1. 仕様、設計図面 次の内容を網羅していること。 (1) 外形・強度 ①外寸は、幅2000mm以下、奥行1475mm(又は2950mm)以下であって、かつ、高さが2050mm以下であること。 車載用トランス用の外寸は、幅2700mm、奥行2800mm、高さ1200mm程度であること。 ②容器本体に次の表示がされていること。 ア. 所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先 イ. 容器の総自重 ③自重を含めて5tの重量があるときに、フォークリフトで持ち上げた場合又はクレーンで吊り上げた場合に、容器本体、フォークポケット及びクレーン用の吊手にゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。 ④運搬するPCB廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上の空間容量を有し、その空隙に同液量の1.1倍以上を吸収できる吸収材を入れることができること。</p> <p>(2) 材質 ステンレススチール製であること。</p> <p>(3) 構造 ① 底面及び側面が密閉構造であり、蓋を閉めたときに雨水が内部に侵入しない構造であること。 ② 蓋は容器が転倒しても容易に外れることがなく、かつ、内容物が飛散又は流出することがない構造であること（静止状態で容器が転倒した場合を想定）。 ③ 底面には4方向からフォークリフトで荷役できるフォークポケットを有すること。 ④ 容器本体4隅及び蓋にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であること。 ⑤ 容器内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。 ⑥ 取り付け及び取り外しを容易に行うことができる仕切板による内部仕切ができる構造であること。 ⑦ 容器は、運搬時に転倒又は落下することのないように、運搬車両荷台に固定できること。 ⑧ PCB廃棄物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際に容器の形状が保たれるようPCB廃棄物を固定できること。</p> <p>(4) インナートレイを用いる場合 クレーンで持ち上げることができるインナートレイであること。かつ、PCB廃棄物を取り出しやすい構造又は高さとする。</p>	<p>○使用しようとする運搬容器の全てについて、左記の性能（外形・強度、材質、構造）を満たすと判断できる仕様書及び設計図面であること。</p>	<p>○左記に適合したものであることが判断できる運搬容器の写真。 （数種類製作した場合には種類毎の写真を用意すること）</p>

	<p>2. 性能確認試験の方法 上記の性能（外形・強度、材質、構造）が確保されていることを確認する試験方法、判断基準及び試験結果。</p>	<p>○試験方法及び判断基準が上記1. の仕様及び設計図面に照らし、適正かつ確実であると判断できるものであること。</p>	<p>○左記の試験方法で行った性能確認の結果が所期の判断基準に適合していることを示す書類。</p>	
② 漏れ防止型金属トレイ	<p>1. 仕様、設計図面 次の内容を網羅していること。 (1) 外形・強度 ①外寸は、幅 2,850mm 以下、奥行 3,550mm 以下であって、かつ、高さが 950mm 以下（底部フレーム＋トレイ深さ 800mm 以上）、自重 3 t 以下であること。 ②トレイ本体に次の表示がされていること。 ア. 所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先 イ. トレイの総自重 ③無負荷の状態ではクレーンで吊り上げた場合に、トレイ本体及びクレーン用の吊手にゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。 ④800mm 以上の壁面高さを有し、又は 200mm 以上の壁面高さ及び運搬する PCB 廃棄物に含まれる液量の 1.25 倍以上の空間容量を有し、同液量の 1.1 倍以上を吸収できる吸収材を入れることができること。 (2) 材質 ステンレススチール製であること。ただし、再使用しないトレイにあつては鉄製でもよい。 (3) 構造 ①底面及び側面から PCB 廃棄物が漏洩しない構造であること。 ②吊り上げるときに最も形状を保ち易い 4ヶ所にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であること。 ③容器内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。 ④トレイは、運搬時に転倒又は落下することのないように、トレイの 4 隅又はこれに代わる適切な位置にフック等の器具を設けて運搬車両荷台に固定できること。 ⑤ PCB 廃棄物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際にトレイの形状が保たれるよう PCB 廃棄物を固定できること。</p>	<p>○使用しようとする運搬容器の全てについて、左記の性能（外形・強度、材質、構造）を満たすと判断できる仕様書及び設計図面であること。</p>	<p>○左記に適合したものであることが判断できる運搬容器の写真。 (数種類製作した場合には種類毎の写真を用意すること)</p>	<p>○受入基準第 4 (3) ○別表 2 上欄</p>
	<p>2. 性能確認の方法 上記の性能（外形・強度、材質、構造）が確保されていることを確認する試験方法、判断基準及び試験結果。</p>	<p>○試験方法及び判断基準が上記1. の仕様及び設計図面に照らし、適正かつ確実であると判断できるものであること。</p>	<p>○左記の試験方法で行った性能確認の結果が所期の判断基準に適合していることを示す書類。</p>	
③ 液漏れ機器用漏れ防止型金属容器	<p>1. 仕様、設計図面 「機械により荷役する構造を有する運搬容器」の構造基準（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第 68 条の 3 の 2 第 1 号）及び次の内容を網羅していること。 (1) 外形・強度 ①外寸は、幅 2,000mm 以下、奥行 1,475mm(又は 2,950mm) 以下であつて、かつ、高さが 2,050mm 以下であること。 車載型トランス用の容器の外寸は、幅 2,700mm、奥行 2,800mm、高さ 1,200mm 程度であること。 ②容器本体に次の表示がされていること。 ア. 所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先 イ. 容器の総自重 ③自重を含めて 5t の重量があるときに、フォークリフトで持ち上げた場合又はクレーンで吊り上げた場合に、容器本体、フォークポケット及びクレーン用の吊手にゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。 ④運搬する PCB 廃棄物に含まれる液量の 1.25 倍以上の空間容量を有し、その空隙に同液量の 1.1 倍以上を吸収できる吸収材を入れることができること。 (2) 材質 ステンレススチール製であること。 (3) 構造 ①底面及び側面から PCB 廃棄物が漏洩しない構造であり、蓋を閉めた容器に 20 キロパスカルの空気圧力を 10 分間加えたときに容器内の空気が容器外に漏洩しない構造であること。 ②蓋は容器が転倒しても容易に外れることがなく、かつ、内容物が飛散又は流出することがない構造であること。 ③容器の底面には 4 方向からフォークリフトで荷役できるフォークポケットを有すること。 ④容器本体 4 隅及び蓋にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であること。 ⑤火災時に容器の破損が生じないよう十分な量の蒸気を放出することができ、かつ容器の転倒、落下等により容易に破損しない安全装置を有すること。 ⑥容器内外の圧力差が生じるときに安全に蓋を開けられる構造であること。</p>	<p>○使用しようとする運搬容器の全てについて、左記の性能（構造基準、外形・強度、材質、構造）を満たすと判断できる仕様書及び設計図面であること。</p>	<p>○左記に適合したものであることが判断できる運搬容器の写真。 (数種類製作した場合には種類毎の写真を用意すること)</p>	<p>○受入基準第 4 (1) (2) (4) ○別表 3 上欄</p>

	<p>⑦容器内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。 ⑧取付及び取外を容易に行うことができる仕切板による内部仕切ができる構造であること。 ⑨容器は、運搬時に転倒又は落下することのないように、運搬車両荷台に固定できること。 ⑩収納物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際に容器の形状が保たれるよう収納物を固定できること。</p>	<p>○試験方法及び判断基準が上記1. の仕様及び設計図面に照らし、適正かつ確実であると判断できるものであること。</p>	<p>○左記の試験方法で行った性能確認の結果が所期の判断基準に適合していることを示す書類。</p>	
	<p>2. 性能確認の方法 上記の性能（構造基準、外形・強度、材質、構造）が確保されていることを確認する試験方法、判断基準及び試験結果。</p>			
<p>④ 運搬容器の維持管理計画</p>	<p>運搬容器についてその健全な性能を確保するために必要な維持管理の実施計画を示すこと。その際、運搬容器の経年劣化、使用頻度等を考慮しつつ、次に示す事項毎に記述すること。 (1) 使用前確認 次に示す内容を満たす使用前確認の実施方法を示すこと。 ①漏れ防止型金属容器及び液漏れ機器用漏れ防止型金属容器の使用前確認の方法 容器の使用に当たっては、その都度、次に掲げる状態にあることを目視で確認するとともに、収納しようとする物の重量及び容器の自重の合計が5t以下になることを確認すること。 ア. PCBの付着がないこと。 イ. 錆等による腐食がないこと。 ウ. 著しい損傷がないこと。 ②漏れ防止型金属トレイの使用前確認の方法 トレイの使用に当たっては、その都度、次に掲げる状態にあることを目視で確認すること。 ア. PCBの付着がないこと。 イ. 錆等による腐食がないこと。 ウ. 著しい損傷がないこと。 (2) 定期検査の実施 運搬容器として有していなければならない性能が維持されていることを確認するための定期検査の実施計画、実施方法、判断基準を示すこと。</p>	<p>○使用前確認及び定期検査の実施者、実施内容、記録の整備及び保存方法、異常があった場合の対応方法が具体的かつ適正であると判断できる運搬容器の維持管理計画であること。 ○定期検査の実施内容が運搬容器の経年劣化、使用頻度等を反映したものとなっていることが判断できる運搬容器の維持管理計画であること。</p>		<p>○別表1下欄1 ○別表2下欄1 ○別表3下欄2</p>
<p>(2) 吸収材</p>	<p>① 吸収材 材質、性能等 次の条件を満たしたものであることを製品カタログ、製品試験結果等で明確にすること。 ① 材質はセルローズ系であり、形状はフェルト状又はブランケット状であること。 ② PCBを吸収しやすく、かつ水を吸収しにくいものであること。 ③ PCBを吸収した状態で持ち上げたときに、容易に漏洩し、滴下し、又は流出しないものであること。 ④ PCBを吸収した場合には、それが目視で判別できるものであること。 ※吸収材については、豊田処理施設での処理の状況により、今後検討により変更を求めることがある。</p>	<p>○左記の性能①～④を満たすものであると判断できる資料が示されていること。</p>	<p>○左記の吸収材と同一のものを備えたことを明らかにする納品書、写真等。</p>	<p>○別表1下欄2(1) ○別表2下欄2(1) ○別表3下欄3(1)</p>
<p>② 吸収材の袋等</p>	<p>② 吸収材の袋等 吸収材を容器内に立ち入らずに容易に取り出せる状態で使用するため、袋等に収容して使用する場合に記載すること。 材質、性能等 次の条件を満たしたものであることを製品カタログ、製品試験結果等で明確にすること。 ① 材質はセルローズ系であること。 ② 袋等に収容した状態で吸収材がPCBを吸収しやすく、かつ水を吸収しにくいものであること。 ③ 袋等に収容した状態で吸収材がPCBを吸収した状態で持ち上げたときに、容易に漏洩し、滴下し、又は流出しないものであること。 ④ 内部の吸収材がPCBを吸収したか否かについての判別が困難となることがないような色、厚さの生地を使用すること。 ※吸収材の袋等については、豊田処理施設での処理の状況により、今後検討により変更を求めることがある。</p>			<p>○別表1下欄2(2) ○別表2下欄2(2) ○別表3下欄3(2)</p>
<p>(3) 運搬車両</p>	<p>使用する予定の運搬車両が次の条件を満たしていることを示す書類。 (1) 運搬車両は、20t車（総重量が40t）以下であること。 (2) トレーラートラックで運搬する場合には、トレーラー（荷台部）全長13m以下の車両を使用すること。 (3) 漏れ防止型金属容器又は液漏れ機器用漏れ防止型金属容器により運搬する場合には、フォークリフトにより車両側面から積み下ろすこと。このため、荷台の高さが0.7m以上であること。 (4) 寸法が漏れ防止型金属容器に入らない又は重量が3.5トンを超えるPCB廃棄物を漏れ防止型金属トレイにより運搬する場合には、漏洩がない限りトレーラーにそのトレイを固定した状態でPCB廃棄物を天井クレーン（揚程5.2m）により積み下ろすことから、運搬車両は低床型（荷台高さ0.68m以下）トレーラーとする。但し、PCB廃棄物の高さが2.5m以下であれば、低床型トレーラー以外の運搬車両（荷台高さ1.18m以下）を用いることも可能である。</p>	<p>○使用する全ての運搬車両について、左記の条件に適合した車両であることが判断できる書類であること。 ○上記車両がPCB廃棄物の収集運搬業の許可を取得した際に申請した車両であることが判断できる書面（許可申請書の写し、車番が写った写真等）であること。</p>		<p>○受入基準第5 ○別表4</p>

(4) GPSシステム	1. NECネットエスアイ㈱のRouteviシステムを使用する場合はその旨を記載すること。	○Routeviシステムを使用すること。	○GPSシステム提供会社との契約書の写し。	○受入基準第6 ○別表5 ○別表6
	2. 上記以外のGPSシステムを使用する場合には、JESCOのシステムと接続することができるものでなければならず、かつ、次の条件を満たすこと。 (1) 受入基準別表5に定める仕様に適合していること。 (2) 受入基準別表6に定める運用方法に適合していること。 (3) (1)及び(2)に適合していることが確認でき、JESCOのシステムと接続するためのシステム改造費用等の付帯費用を負担すること。	○Routeviシステム以外を使用する場合は、左記の(1)～(3)について具体的に示され、JESCOのシステムと接続可能であり、かつ、必要な付帯費用が負担できると判断できる書面であること。		
(5) 水の付着等	1. 受入基準第9「従事者が運搬車両又は運搬容器に積み込むPCB廃棄物及び吸収材は、原則として雨水その他の水が付着し、又は吸着していないものでなければなりません。」を、実作業において実行する方法を示すこと。	○作業方法が適切であると判断できる内容が具体的に示されていること。		○受入基準第9 ○別表2下欄5
	2. トレイを使用して運搬する場合について、受入基準別表2下欄5「トレイ及びPCB廃棄物は、水が付着又は浸透しないように防水シートで被覆する等必要な措置を講じて運搬すること。」を、実作業において実行する方法を示すこと。	○作業方法が適切であると判断できる内容が具体的に示されていること。		
3・ 保険	処理施設に搬入するために受入対象物を積み込み、運搬し、処理施設の受入工程に搬入するまでの一連の作業を行う際に、事故等により他人に与えた損害を賠償できるようにするために、自動車保険その他の適切な保険に保険金額3億円を下限として加入していること。(PCBの無害化処理費用を含む汚染浄化費用に関する賠償が含まれていること。ただし、JESCO処理施設でのPCB廃棄物の積下し作業は、JESCOが自らこれを行います。)	○認定要件⑧に適合した付保内容等になっていると判断できる内容が具体的に示されていること(自動車保険及び賠償責任保険による場合はJESCOが指定する様式の付保証明書を添付すること)。 ○当該保険が、搬入を予定している日時から付保されることになっていると判断できる内容が具体的に示されていること。	○左記のとおり付保内容、保険金額、加入予定日時になっていることを示した、関連する全ての保険の保険証書、保険約款及び約款に付随する書類又は申込書。	○認定要綱第3⑧